

# 芝山町住宅取得奨励金交付制度のご案内

芝山町内で住宅を新築、または購入した場合の費用を一部助成します！  
(令和3年4月1日～令和8年3月31日に住宅を取得\*した方が対象です。)

\*取得とは住宅の所有者として登記されることを言います。

## ①奨励金の額

**基準額** (交付条件を満たせば誰でも受け取れます。)

50万円

さらに、次の条件を満たす方には金額を上乗せします！

加算	町内建築業者による新築の場合	+20万円
	若者夫婦世帯(*1)又は子育て世帯(*2)の場合	+30万円
	転入者(*3)の場合	+20万円

\*1 夫婦ともに満年齢が40歳以下の世帯

\*2 交付対象者の属する世帯に中学生以下の子ども(出産予定含む)がいる世帯

\*3 転入日から起算して2年未満の者で、転入日前1年間、芝山町に居住していない方

周辺市町最高水準  
最大120万円  
助成!



## ②交付対象住宅

奨励金の交付の対象となる住宅は、次の要件を満たすものです。

- ・町内に建築された専ら居住の用に供する家屋で、台所、便所、浴室、玄関及び居室を有していること。  
(併用住宅の場合は、居住部分の面積割合が全体の1/2以上であること。)
- ・居住の用に供する面積が**50㎡以上**であること。
- ・新築住宅の場合は**土地代を除いて500万円以上**、中古住宅の場合は**土地代を含めて500万円以上**であること。
- ・【新築住宅の場合のみ】確認済証及び検査済証の交付を受けていること。
- ・【中古住宅の場合のみ】三親等以内の親族から購入したものでないこと。
- ・【中古住宅の場合のみ】昭和56年6月1日以降に建築された住宅であること又は耐震性能が建築基準法その他関係法令の規定に適合していること。

## ③交付対象者

奨励金の交付対象者は、次の要件を満たすものです。

- ・自らが居住する目的で住宅の取得に係る契約を締結していること。
- ・住宅の**所有者**であることが建物登記事項証明書で確認できること。  
(共有名義の場合には代表者1人に交付する。)
- ・交付対象住宅に**居住**していること。(仕事等による単身赴任の場合を除く)
- ・交付対象住宅に**5年以上**居住する意思があること。
- ・過去にこの奨励金又は芝山町三世帯同居等支援事業による交付金を受けたことが無いこと。
- ・交付対象者の属する世帯の全員に町税等の滞納がないこと。
- ・交付対象者の属する世帯の全員が暴力団関係者でないこと。

## ④申請する時期

奨励金の交付申請ができる時期は交付対象住宅に**居住後1年以内**です。

## ⑤申請に必要な書類

奨励金の交付申請には、次の書類が必要になります。

- ・芝山町住宅取得奨励金交付申請書（別記第1号様式）
- ・誓約書（別記第2号様式）
- ・同意書（別記第3号様式）
- ・交付対象住宅の取得に係る契約書の写し
- ・交付対象住宅の費用に係る領収書等の写し
- ・交付対象住宅の建物登記事項証明書の写し
- ・居住用面積が明らかになる図面及び計算書
- ・【新築住宅の場合のみ】検査済証の写し
- ・【出産予定の子育て世帯の場合のみ】母子健康手帳の写し

その他、必要に応じて追加で書類の提出を求める場合があります。

※この「芝山町住宅取得奨励金交付申請書（別記第1号様式）」を含む交付申請に必要な様式については、芝山町公式ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

【ダウンロード場所】

『各課の窓口』→『企画調整係』→『お知らせ』→  
『～芝山で住宅取得をご検討の方必見～「芝山町住宅取得奨励金」について』

## ⑥交付決定の時期

町が交付申請を受け付けた時期により交付決定する時期が異なります。

【4/1～12/28の場合】

- ・翌年の1/1時点での申請者の状況を審査し、その後芝山町住宅取得奨励金交付決定通知書（別記第4号様式）を送付します。

【1/4～3/31の場合】

- ・申請受付から30日以内又は3/31のいずれか早い日の申請者の状況を審査し、その後芝山町住宅取得奨励金交付決定通知書（別記第4号様式）を送付します。

## ⑦奨励金の交付

芝山町住宅取得奨励金は交付決定をした総額を**均等に5年に分割**して交付します。

交付決定を受けた方に対し、町から当該年度に請求できる額を記載した芝山町住宅取得奨励金交付請求書（別記第6号様式）を送付しますので、振込先等の必要事項をご記入いただき、記名押印の上、町に提出してください。

2年目以降の請求に関しては当該年度の1/1時点での請求者の状況を審査させていただきます。（居住していない、滞納がある場合等には交付決定を取り消し、場合によっては、交付した奨励金の返還を求める場合があります。）

## ⑧Q&A

- Q 1. 住宅を取得したのは令和3年3月以前ですが、実際に居住したのは4月以降です。対象になりますか。
- A 1. なりません。令和3年4月以降に住宅を取得（当該住宅の登記事項証明書に所有者として記載）された方が対象です。
- Q 2. 現在住んでいる住宅を建替えた場合も対象になりますか。
- A 2. なります。ただし、改築や増築（いわゆるリフォーム）は対象外です。町内施工業者によるリフォーム工事は別の制度「芝山町リフォーム補助制度」の対象になる場合があります。
- Q 3. いつ時点で中学校以下の子どもがいれば、加算の対象になりますか。
- A 3. 申請時点です。申請時に15歳に達する日以後の最初の3/31までの間にある子どもがいる場合は子育て世帯加算を受けることができます。ただし、居住後5年間の子どもの居住状況により変更となる場合があります。（Q 4・Q 5参照）
- Q 4. 申請時は中学生以下の子どもがいましたが、訳あって世帯を別にすることになりました。その場合、加算は取消しになりますか。
- A 4. 別世帯の居住先及び事由により取消しになる場合があります。是非ご相談ください。
- Q 5. 自分は若者夫婦世帯ではなく、中学生以下の子どもがいませんでしたでしたが、交付を受ける5年間の間に子どもが産まれました。その場合、加算対象となりますか。
- A 5. 申し訳ありません。交付申請時点の世帯状況で判断するため、加算はできません。
- Q 6. 自分は空港の移転により住宅を取得したのですが、その場合でも奨励金の対象となりますか。
- A 6. なります。当該事業は、空港移転等による人口の町外流出を避ける目的もあります。
- Q 7. この奨励金は所得税の課税対象ですか。
- A 7. 1年間に受け取る金額が一定以上の場合、雑所得として課税の対象になる場合があります。（例：給与所得者で、それ以外の所得がこの奨励金を含めて20万円を超える場合）詳しくは、税務署にご確認ください。
- Q 8. 確定申告で住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、補助金等の額としてこの奨励金を住宅の取得等の対価の額から控除する必要がありますか。
- A 8. あります。交付決定前であっても見込み金額で控除する必要がありますので詳しくは、税務署にご確認ください。

## ⑨問い合わせ先

〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992  
芝山町役場 企画空港政策課 企画調整係  
電話 0479-77-3926 FAX 0479-77-0871